

鶴ヶ島市グリーン購入に係る基本方針

(目的)

第1条 鶴ヶ島市グリーン購入等に係る基本方針（以下「基本方針」という。）は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境に配慮した物品等（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献するとともに、鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げる取組みを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 基本方針において使用する用語は、グリーン購入法及び同法第6条の規定による環境物品等の調達の推進に関する基本方針の例によるものとする。

(適用範囲)

第3条 基本方針は、市のすべての組織に適用するものとする。

(調達に係る基本原則)

第4条 調達に係る基本原則は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮すること。
- (2) 資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択すること。
- (3) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めること。

(調達に係る対象品目及び購入基準)

第5条 調達を推進する対象品目及び購入基準は、別表のとおりとする。

(調達率の目標)

第6条 前条で定める品目について、調達率の目標は100パーセントとする。

(補則)

第7条 この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

分野	品目	購入基準
紙類	P P C用紙（B 4） P P C用紙（B 5） ノート（A 4） 更紙（A 4） 更紙（B 4） 付箋紙（ハーフ） 単色いろがみ（大）	以下のいずれかを満たすこと ・エコマーク認定商品であること ・グリーン購入法適合商品であること ・総合評価値が80以上であること
文具類	液状のり 液状のり（補充用） 蛍光ペン（単色） 蛍光ペン詰め替え用インク 黒板ふき シャープペンシル替芯（HB） 修正テープ（5mm） 修正テープカートリッジ（5mm） 水性サインペン（太字・細字） 水性サインペン（細字・極細字） ゴルスタンプ台 チョーク（色） チョーク（白） 布テープ 糊 プラスチック消ゴム フラットファイル（A 4 S） ペーパーパッチ ボールペン（本体） ホワイトボードマーカー 油性マジック（極細） 油性マジック（中字） 油性マジック（太字） 用箋挟（A 4 S） リングファイル（A 4 S）	以下のいずれかを満たすこと。 ・エコマーク認定商品であること ・グリーン購入法適合商品であること

パソコン等	CD-R(700MB) DVD-R(4.7GB)	以下のいずれかを満たすこと ・エコマーク認定商品であること ・グリーン購入法適合商品であること
作業服等	作業服	以下のいずれかを満たすこと ・エコマーク認定商品であること ・グリーン購入法適合商品であること
役務	広報紙	以下のいずれかを満たすこと ・グリーン購入法に適合した印刷用紙を使用していること ・植物油インキを使用していること
	市名入り封筒 長3	以下のいずれかを満たすこと ・再生紙を使用していること ・植物油インキを使用していること
	市名入り封筒 角2	以下のいずれかを満たすこと ・再生紙を使用していること ・植物油インキを使用していること